

一般質問

ここが聞きたい

町長等の執行者に対して、町政全般の事務事業等の執行状況や政策方針などを聞くことが一般質問です。



協働のまちづくりで住みやすい町を

本山町長の選挙公約である自治基本条例は、行政運営の柱であります。平成27年3月の定例会において、任期中に必ず制定し、実施しますと力強く宣言されました。

本山町長の任期は、あと2年を切っております。必ずこの自治基本条例を任期中に実施されるのか、お伺いいたします。

また、実施できない見通しであれば、この公約を撤回されるのか、明確にお答えください。

自治基本条例とは、「情報の共有、町民参加、協働」などの自治の基本原則や町民、首長、行政等の権利と責任、役割、情報公開、審議等への町民



質問者
利根川 茂 議員

平成29年3月
までに
制定する

回答（町長）



自治基本条例の制定は！

今年10月に定住問題や子育て、防災対策などの諸問題にスピーディーに取り組み、町民に安心して暮りしていく体制を作るために、機構改革を実施しました。

昨年10月に定住問題や子育て、防災対策などの諸問題にスピーディーに取り組み、町民に安心して暮りしていく体制を作るために、機構改革を

7課21係を10課2担当室24係（議会事務局、出納室を除く）へと変更され、すでに1年2ヶ月が過ぎました。そこで質問いたします。

③ 副町長が不在の中、副町長決裁は、町長が行つていると思われますが、3人の参事にある程度の権限を与えるお考えはありませんか。

② 他課に協力を仰ぐことはあつたが、ほぼ弊害はないと考えている。

③ 事務的な部分で不都合は出でない。副町長が決まるまで、当面の間、現行のままいただきたい。

機構改革を実施し
現在の状況は



質問者
鈴木 真徳 議員

参加を定めていて、県西2市8町では、松田町だけが制定していない。

平成28年3月までには「素案」を提示し、住民座談会やインターネット等で意見を求め、平成29年3月までには制定する。

内容は、北海道一セコ町を参考に、本町にあつた少子高齢化等時代に沿った自治運営の基本的な原則を定めた条例にしたいと考えている。

その必要な経費は、平成28年度予算に計上していい。

概ね弊害なく
進んでいる



回答（町長）